

# 「ホワイト物流」推進運動

## 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	連絡先
株式会社南光物流サポート	代表取締役	佐々木 宏一	宮城県	一般貨物自動車運送事業 利用運送事業	0225-94-3973

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索(国土交通省HP) <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi</a>
3	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
4	F ①	働き方改革や輸送や荷役の安全性向上への積極的な取り組み	時間外労働の上限規制を厳守、乗務員の労働負荷軽減、法令遵守を目的とした付帯作業の明確化に向けて真摯に取り組めます。また、安全で、品質の高い輸送サービスに対応できる従業員の育成に努めます。
5	F ②	女性従業員及び高齢者等の多様な人材育成	雇用環境の変化に対応するため、安心して働き続けられる労働環境の醸成と、心身の健康維持向上に取り組めます。

PR欄

・1999年1月南光運輸株式会社の実輸送会社として発足。以来、大型車両・各種特殊車両59台を保有し石巻市と岩沼市の営業所からお客様の大切なお荷物の安全・安心輸送に努めております。  
・2004年グリーン経営認証取得、2010年安全性優良事業所認定、今後も法令を遵守し、安全と安心を基本に環境負荷を極力抑えた業務を心掛けます。